

【令和４年第４回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和４年１０月１４日 環境委員長 斎藤 伸志

○「議案第１１０号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊廃棄物処理における改定後の受益者負担割合について

廃棄物処理に係る受益者負担の改定後の割合は、粗大ごみの処理については６４．５パーセント、し尿の処理は５８．５パーセント、浄化槽等の清掃は３２．１パーセント、汚泥の処理は２０．８パーセント、不燃性固形物の処理は８１．６パーセントとなる見込みである。

＊今後の料金改定時期及び料金改定率について

財政局で示している「使用料・手数料の設定基準」において、手数料は負担率１００パーセントを求めることになっており、乖離率が前後２０パーセント超となる場合に料金改定の対象となる。今回の料金改定後においても負担率が規定の割合に達していないものについては、同基準に基づき４年後に再び料金改定の検討を行う予定である。

＊料金改定後の粗大ごみ処理シールについて

既存の２００円券及び５００円券に加え、新規に１００円券を発行し併せて利用していただくことを想定している。

《意見》

＊次回の料金改定が行われる４年後までの間に廃棄物処理費用を削減することができれば、受益者負担額が変わらなくとも受益者負担割合は上昇するため、費用削減に取り組んでほしい。

＊粗大ごみの処理手数料について、料金改定後の金額が３００円単位であることから、３００円シールを新規に作成することにより、利用の効率化につながると考えられるため、導入を検討してほしい。

＊今回の料金の値上げは市民サービスの受益と負担の適正化及び消費税の負担の転嫁を理由とするものであるが、物価高騰で苦しんでいる市民や事業者に大きな負担を強いることになるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１１１号 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

＊今回の料金の値上げは市民サービスの受益と負担の適正化及び消費税の負担の転嫁を理由とするものであるが、物価高騰で苦しんでいる市民や事業者に大きな負担を強いることになるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１１８号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 利用料金の種別によって改定率が異なるように見える理由について

現規定の料金に対し、同じ改定率により消費税増税分を反映させた上で端数処理を行っていることによるものである。

《意見》

* 利用料金を値上げた分については、港湾施設でのバーベキュー場やキャンプ場等の利用者に対するサービスの向上という形で還元してほしい。

* 今回の料金の値上げは市民サービスの受益と負担の適正化及び消費税の負担の転嫁を理由とするものであるが、物価高騰で苦しんでいる市民や事業者に大きな負担を強いることになるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１１９号 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 利用料金を値上げた分については、港湾振興会館の利用者に対するサービスの向上という形で還元してほしい。

* 今回の料金の値上げは市民サービスの受益と負担の適正化及び消費税の負担の転嫁を理由とするものであるが、物価高騰で苦しんでいる市民や事業者に大きな負担を強いることになるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１２０号 川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 占用期間が一月に満たない期間の占用料について

現行の条例では、占用料については一月単位の非課税料金を記載しているが、占用期間が一月に満たない場合は課税取引となることから、本条例改正により消費税額１０パーセント分を乗じた額とすることとなる。

* 他都市の料金との整合性について

他港の料金を調査したところ、川崎港は他港と比較して料金が低い状態であり、料金改定後についても料金が低水準であることは変わらない見込みである。

《意見》

* 水域の占用料及び土砂採取料について、他港と同程度の料金水準とする必要があると考えるため、今後検討してほしい。

* 今回の料金の値上げは市民サービスの受益と負担の適正化及び消費税の負担の転

嫁を理由とするものであるが、物価高騰で苦しんでいる市民や事業者に大きな負担を強いることになるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１３１号 東扇島堀込部護岸築造その３工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

＊リニア中央新幹線の工期延長の影響について

ＪＲ東海から、梶ヶ谷工区におけるトンネルは今年度改修予定と聞いている。

東扇島への建設発生土の搬出については、平成３０年３月に締結した協定に基づいて施工しており、完了時期については令和７年度を予定している。

＊建設発生土搬入における安全性の担保について

建設発生土の受入れに当たっては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた基準に適合していることを確認した上で受け入れる予定である。検査の方法については現在ＪＲ東海と協議中であるが、ＪＲ東海が建設発生土の検査を実施する。

＊建設発生土の安全性に係る市民への情報提供について

情報提供の方法及び頻度については、今後ＪＲ東海と協議を進める中で検討していきたいと考えている。

《意見》

＊建設発生土の受入れは利益を上げることができる数少ない機会であるため、自然鎮圧だけではなく土圧も行うなど、余剰分も含めて可能な限り建設発生土を受け入れてほしい。

＊本工事の堀込部については、当初ごみ処理場からの焼却灰等を埋めるための最終処分場として位置付けられていたが、平成２６年の川崎港港湾計画の改訂により、増加するコンテナ貨物や完成自動車のストックヤードとしての活用に向け方向転換した経緯がある。しかしながら、現状のコンテナ貨物取扱量の推移等を鑑みると、当該用地整備の必要性には疑問を感じざるを得ない。また、リニア中央新幹線工事自体にも反対していることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１４３号 令和４年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決